

## 確定給付企業年金法施行規則及び 確定拠出年金法施行規則の一部を改正 する省令の公布について

対象

DB

厚生基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

### ポイント

- 9月7日、働き方改革関連省令※1が公布され、確定給付企業年金法施行規則及び確定拠出年金法施行規則の一部が改正されました※2※3。
- 施行日は、平成31年4月1日です。

※1 [働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令](#)

※2 [確定給付企業年金法施行規則の一部改正](#)

※3 [確定拠出年金法施行規則の一部改正](#)

### 1. 確定給付企業年金法施行規則の一部改正の概要

項目	省令の概要
DB施行規則 (第3条) 過半数代表者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主がDBを実施、変更等する際に必要な厚生年金被保険者の過半数を代表する者(過半数代表者)の選出及び同意の取得に関して、次の①②の規程が追加された</li> <li>①当該過半数代表は事業主の意向に基づき選出されたものでないこと</li> <li>②確定給付企業年金を実施しようとする又は実施する厚生年金適用事業所の事業主は、過半数代表者が同意に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない</li> </ul>

### 2. 確定拠出年金法施行規則の一部改正の概要

項目	省令の概要
DC施行規則 (第2条) 過半数代表者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主がDCを実施、変更等する際に必要な厚生年金被保険者の過半数を代表する者(過半数代表者)の選出及び同意の取得に関して、次の①②の規程が追加された</li> <li>①当該過半数代表は事業主の意向に基づき選出されたものでないこと</li> <li>②企業型年金を実施しようとする又は実施する厚生年金適用事業所の事業主は、過半数代表者が同意並びに協議に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない</li> </ul>

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。